

# **MAEDA & SUZUKI**

## **PATENT Co., LTD.**

<http://www.msipatent.com/>

3月11日に日本で発生した大地震に関し、EPOより同月15日付で以下の通達がありました。  
原文は下記のサイトをご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20110315.html?update=law>

1. 日本での悲惨な事態を考慮し、期限管理を順守できない際に備えて、欧州特許条約に基づき、法的救済策を取ることとする。
2. EPC Rule 134(5) に準じ、自然災害等の例外的な事件により、期限管理を順守できない場合は法的救済策を取ることとする。  
この度、日本で自然災害および技術的災害を被った出願人や関係者に、この規定が適用される可能性がある。
3. EPC Rule 134(5)に準じ、提出書類遅延に関して、以下の証言を得られた場合は、追ってその書類を提出することを認める。

◆自然災害および技術的災害の理由により、期限満了日の10日以前に郵便事業が混乱した旨、また、郵便事業再開後5日以内に書類を郵送可能な旨。

4. PCTの期限に関しては、PCT Rule 82を参照。  
注意として、この規定は優先期間には適用されない。優先期間終了後にEPOに国際出願された場合、優先権の回復が認められる可能性がある。

2011年3月18日

翻訳対応：米山